

令和 3 年芽室町議会定例会 9 月定例会議一般質問

令和 3 年 9 月 1 5 日再開

質問議員 氏 名	質 問 項 目	質 問 の 内 容 ・ 要 旨	答 弁 を 求める者
渡辺洋一郎 (60 分間)	1 防災対策について	<p>近年、全国各地で未曾有の自然災害が相次ぎ発生しています。本年 5 月には、これまでの避難勧告が廃止され避難指示に一本化されるなど、避難情報に関するガイドラインの改定が行われました。</p> <p>本町においても、地域防災計画の改定や、町民に対するガイドラインの周知、防災備蓄や災害告知用戸別端末の活用を進めるなど、今後の自然災害に備えるためにも、現在の課題の抽出・分析・解決に向けた取り組みは喫緊かつ、継続すべき問題であると考え、以下の 4 点について伺います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 避難情報に関するガイドラインについて、町としてどのように地域防災計画に反映させていくのか伺います。</li> <li>② 避難情報に関するガイドラインの町民への周知、広報はどのように取り組んでいくのか伺います。</li> <li>③ 災害告知用戸別端末について、今後の整備と活用の考え方について伺います。</li> <li>④ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための避難の考え方や避難所運営のあり方、備蓄品についての町の考え方を伺います。</li> </ul>	町 長
堀 切 忠 (60 分間)	1 新型コロナ感染者の自宅療養対策について	<p>いわゆるコロナ感染の第 5 波は全国に広がり、北海道でも感染者が急増し、3 度目の緊急事態宣言が発令されました。十勝管内でも 7 月末から感染者が増え始め、本町もその例外ではありません。</p> <p>また、政府は 8 月 3 日、入院について、重症患者や特に重症化リスクの高い人に重点化し、それ以外は「原則自宅療養」の方針を発表しました。このことにより、十勝管内でも自宅療養者が増加していると伺います。</p> <p>これらのことを踏まえ、コロナ感染者の自宅療養対策について以下 2 点伺います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 新型コロナ対策としては早期発見・保護・治療が基本と考えます。本町として、町民の命を守る立場から、道や国に対し「原則自宅療養の方針を撤回し、新型コロナ感染者を自宅療養ではなく、病院への入院や宿泊療養施設へ収容する」よう求めるべきと考えますが、町長の考えを伺います。</li> <li>② 災害に備え、保健所と連携し、あらかじめ自宅療養者の情報共有を行い、その情報の取り扱いや自宅療養者等に係る災害時の対応について準備しておくことが重要と考えますが、町長の考えを伺います。</li> </ul>	町 長

質問議員 氏名	質問項目	質問の内容・要旨	答弁を 求める者
	2 「生理の 貧困」対策 の拡充につ いて	<p>コロナ禍で、女性の貧困が社会的に大きな問題となり、その中で「生理の貧困」がクローズアップされています。本町では7月から小中学校の女子トイレの個室に生理用品を設置することとなり、先進的な取り組みと評価しています。</p> <p>女性の貧困、とりわけ「生理の貧困」対策として、公共施設の女子トイレ個室への生理用品を設置すべきと考えますが、町長の考えを伺います。</p>	町長
	3 医療費助 成制度の高 校生（18 歳）への拡 充について	<p>本町では、令和元年（2019年）度から医療費助成制度について、所得制限を設けずに中学生までの通院・入院へ対象を拡充しました。この間、議会ではPTAとの意見交換会において、「中学生までの助成拡大は良かった」、「芽室町は、子育て支援が手厚いと感じる」等評価する声を頂いております。また、町では、めむろ未来ミーティングにおいて、「高校生まで医療費を無料にできないか」との声も寄せられています。このことを踏まえ、さらなる子育て世代の負担軽減に向け、医療費助成制度を高校生（18歳）まで拡充すべきと考えますが、町長の考えを伺います。</p>	町長
正村紀美子 (90分間)	1 民間活力導 入の検討状 況について	<p>安定した行政サービスを提供していくために民間活力活用は有効な解決手法であると考えことから以下2点について町の見解を伺う。</p> <p>① 令和2年12月議会一般質問において、民間活力導入について「令和4年度から段階的实施を目指していきたい」との答弁があった。具体的に包括的民間委託を検討している業務と検討の進捗状況について伺う。</p> <p>② 令和4年度実施までのスケジュールに変更はないか。変更があるとするならば、どのような課題があるのか。また導入までのスケジュールをどのように考えるのか。</p>	町長
	2 財産活用 の将来展望 について	<p>効率的な行政経営の推進を目指し、経営基盤の強化に向けて、町有財産の適切な管理、売却や貸付等による財源確保等、財産活用手法と方策を精査すべきことが重要と考えることから、以下3点について伺う。</p> <p>① 「議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例」に規定する「重要な公の施設」や長期利用期間について、今後どのような方針で運用すべきと考えるのか町長の見解を伺う。</p> <p>② 行政財産貸付が民間に拡大され、行政財産の有効利用を検討する自治体が増えている。本町においても、目的外使用許可方式から貸付方式に変え、財源確保を意図した財産運用を検討すべきと考えるが、町長の見解を伺う。</p> <p>③ 町は新嵐山スカイパーク用地を行政財産目的外使用として、令和2年度から使用許可している。目的外使用は、堅固な建物や定着する工作物の建築を想定しているものではなく、短期間で、仮設等撤去が可能な施設等の設置許可であり、許可根拠の整合性を図る必要がある。昨年6月議会一般質問において、町長は「政策的に行政財産として持ち続ける」との方針を示したうえで、「一定の長期間にわたる使用については、議会の議決も含め検討していく」との答弁があった。その後の検討経過と今後の対応について、町長の見解を伺う。</p>	町長